

○ 測量業務の価格積算基準について（平成 5 年 3 月 25 日付け 5 構 D 第 155 号農林水産省構造改善局長通知）新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行
別 紙 測量業務の価格積算基準 1 適用範囲 この基準は、土地改良法(昭和 24 <u>年</u>法律第 195 号)に基づく土地改良事業、海岸法(昭和 31 <u>年</u>法律第 101 号)に基づく海岸事業及び地すべり等防止法(昭和 33 <u>年</u>法律第 30 号)に基づく地すべり対策事業のうち、農林水産省所管の国営土地改良事業等、直轄海岸保全事業及び直轄地すべり対策事業に係る測量業務について適用する。 2 [略] 3 測量業務費構成費目の内容 3－1 測量作業費 [略] (1) [略] (2) 間接測量費 間接測量費は、測量業務を実施するのに必要な直接測量費以外の当該測量業務担当部署における費用であり、登記簿調査（登記手数料は含まない）、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要となる経費、業務実績の登録に要する費用、情報共有システムに要する費用（<u>登録料</u>及び利用料）、P C 等の標準的な O A 機器費用、熱中症対策費用とする。 なお、間接測量費は、一般管理費等と合わせて、諸経費として計上する。 (3) [略] 3－2・3－3 [略] 4 [略]	別 紙 測量業務の価格積算基準 1 適用範囲 この基準は、土地改良法(昭和 24 法律第 195 号)に基づく土地改良事業、海岸法(昭和 31 法律第 101 号)に基づく海岸事業及び地すべり等防止法(昭和 33 法律第 30 号)に基づく地すべり対策事業のうち、農林水産省所管の国営土地改良事業等、直轄海岸保全事業及び直轄地すべり対策事業に係る測量業務について適用する。 2 [略] 3 測量業務費構成費目の内容 3－1 測量作業費 [略] (1) [略] (2) 間接測量費 間接測量費は、測量業務を実施するのに必要な直接測量費以外の当該測量業務担当部署における費用であり、登記簿調査（登記手数料は含まない）、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要となる経費、業務実績の登録に要する費用、情報共有システムに要する費用（<u>登録用</u>及び利用料）、P C 等の標準的な O A 機器費用、熱中症対策費用とする。 なお、間接測量費は、一般管理費等と合わせて、諸経費として計上する。 (3) [略] 3－2・3－3 [略] 4 [略]

改正後

別表－ 1

測量業務 諸経费率表

(1) 諸経费率標準値

直 接 測 量 費 (成果検定費を除く)	50 万円以下	50 万円を超え 1 億円以下		1 億円を超えるもの
適 用 区 分 等	下記の率とする	(2) の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		A	b	
率 又 は 変 数 値	<u>95.8%</u>	<u>288.50</u>	<u>－0.084</u>	<u>61.4%</u>

(2) [略]

現 行

別表－ 1

測量業務 諸経费率表

(1) 諸経费率標準値

直 接 測 量 費 (成果検定費を除く)	50 万円以下	50 万円を超え 1 億円以下		1 億円を超えるもの
適 用 区 分 等	下記の率とする	(2) の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による		下記の率とする
		A	b	
率 又 は 変 数 値	<u>91.2%</u>	<u>371.23</u>	<u>－0.107</u>	<u>51.7%</u>

(2) [略]

○ 現場技術業務の実施要領等について（平成14年 2 月 6 日付け13農振第2788号農村振興局長通知）新旧対照表

（下線部は改正部分）

改 正 後	現 行
別 紙 現場技術業務実施要領 第 1 ～ 第 6 〔略〕 第 7 成果物 成果物は、特別仕様書の作業内容に応じて、以下によりとりまとめるものとする。 1 監督支援型 （1）業務<u>実施</u>報告書 月ごとの業務実績を整理した資料 2 〔略〕 第 8 〔略〕 第 9 旅費交通費の算定 旅費交通費の算定は、「現場技術業務の価格積算基準」<u>4－1（2）ア</u>に基づき行うものであるが、積算上の基地から出勤場所までの距離及び所要時間等を十分に検討のうえ行うものとする。 第 10 〔略〕	別 紙 現場技術業務実施要領 第 1 ～ 第 6 〔略〕 第 7 成果物 成果物は、特別仕様書の作業内容に応じて、以下によりとりまとめるものとする。 1 監督支援型 （1）業務<u>実績</u>報告書 月ごとの業務実績を整理した資料 2 〔略〕 第 8 〔略〕 第 9 旅費交通費の算定 旅費交通費の算定は、「現場技術業務の価格積算基準」<u>4（1）イ（ア）</u>に基づき行うものであるが、積算上の基地から出勤場所までの距離及び所要時間等を十分に検討のうえ行うものとする。 第 10 〔略〕

改正後	現行						
別添－１ 現場技術業務の価格積算基準 1～3　【略】 4　業務費の積算 業務費は、次の式により算定して得た額とする。 業務費＝（業務価格）＋（消費税相当額） ＝{(直接人件費)＋(直接経費)＋(その他原価)＋(一般管理費等)}×{1＋(消費税率)} 4－１　直接原価 （１）【略】 （２）直接経費 直接経費の算定は、旅費交通費及び現場経費を積み上げて算定し、これら以外の経費については、その他原価として計上する。 ア　旅費交通費 旅費交通費は、別に定める「設計業務等の価格積算基準等の留意事項について（第２　調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領について）」に準じて算定する。 （ア）勤務場所を国営事業所に指定する場合 a　【略】 b　滞在して業務を行う場合 （a）<u>旅費交通費＝交通費＋宿泊費＋宿泊手当</u> <u>※注　交通費（鉄道賃・船賃等又はライトバン経費・高速料金）</u> <u>（b）宿泊費</u> <u>宿泊費は旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は地域の実情を勘案して国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年5月1日大蔵省令第45号）（以下、旅費支給規定とする）で定める額（宿泊費基準額）と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。</u> <u>なお、宿泊費基準額は旅費支給規程別表第二の職務の級が十級以下の者に記載の一夜当たりの金額とする。（旅費支給規程別表第二の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。）</u> <u>（c）宿泊手当</u> <u>宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して旅費支給規程第十四条（宿泊手当の定額等）で定める一夜当たりの定額とする。（旅費支給規程別表第三の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。）</u> （<u>d</u>）滞在地から勤務場所までの往復は通勤により行うものとし、交通費は算定しない。 【削る】	別添－１ 現場技術業務の価格積算基準 1～3　【略】 4　業務費の積算 業務費は、次の式により算定して得た額とする。 業務費＝（業務価格）＋（消費税相当額） ＝{(直接人件費)＋(直接経費)＋(その他原価)＋(一般管理費等)}×{1＋(消費税率)} 4－１　直接原価 （１）【略】 （２）直接経費 直接経費の算定は、旅費交通費及び現場経費を積み上げて算定し、これら以外の経費については、その他原価として計上する。 ア　旅費交通費 旅費交通費は、別に定める「設計業務等の価格積算基準等の留意事項について（第２　調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領について）」に準じて算定する。 （ア）勤務場所を国営事業所に指定する場合 a　【略】 b　滞在して業務を行う場合 （a）交通費＝<u>（運賃＋特急料（急行料））×往復</u> <table><tr><td></td><td>摘　　要</td></tr><tr><td><u>片道　　100km以上</u></td><td><u>特　　急　　料</u></td></tr><tr><td><u>片道50～100km未満</u></td><td><u>急　　行　　料</u></td></tr></table> <u>（注）在来線積算を標準とする。</u> <u>（b）滞在費</u> <u>滞在費は業務のため現地に滞在する費用とし、その基準は農林水産省職員日額旅費支給規則の「下宿その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場合」（下表）を適用する。</u> 【新設】 （<u>c</u>）滞在地から勤務場所までの往復は通勤により行うものとし、交通費は算定しない。 <u>（d）滞在費の対象日数は、30日/月とする。</u>		摘　　要	<u>片道　　100km以上</u>	<u>特　　急　　料</u>	<u>片道50～100km未満</u>	<u>急　　行　　料</u>
	摘　　要						
<u>片道　　100km以上</u>	<u>特　　急　　料</u>						
<u>片道50～100km未満</u>	<u>急　　行　　料</u>						

改正後	現行									
<u>（e）宿泊手当及び宿泊費の対象日数は業務期間とする。業務期間とは、履行期間から準備期間（5日間）を除いた期間である。</u>	<u>ただし、履行開始後5日間は準備期間であり、滞在費の対象外とする。</u> <table><tr><th>職 種</th><th>滞在日額旅費</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>技師A、技師B、技師C</td><td>4,400円</td><td>国家公務員行（一）職3級相当以上</td></tr><tr><td>技 術 員</td><td>4,070円</td><td>国家公務員行（一）職2級相当以下</td></tr></table> <u>（注）上表の金額は、消費税込みの金額である。</u>	職 種	滞在日額旅費	摘 要	技師A、技師B、技師C	4,400円	国家公務員行（一）職3級相当以上	技 術 員	4,070円	国家公務員行（一）職2級相当以下
職 種	滞在日額旅費	摘 要								
技師A、技師B、技師C	4,400円	国家公務員行（一）職3級相当以上								
技 術 員	4,070円	国家公務員行（一）職2級相当以下								
（イ）勤務場所を国営事業所に指定しない場合 a [略] b 滞在して業務を行う場合 （a）<u>旅費交通費＝交通費＋宿泊手当＋宿泊費</u> <u>※注 交通費（鉄道賃・船賃等又はライトバン経費・高速料金）</u>	（イ）勤務場所を国営事業所に指定しない場合 a [略] b 滞在して業務を行う場合 （a）交通費＝<u>（運賃＋特急料（急行料））×往復</u> <table><tr><th></th><th>摘 要</th></tr><tr><td>片道 100km以上</td><td>特 急 料</td></tr><tr><td>片道50～100km未満</td><td>急 行 料</td></tr></table> <u>（注）在来線積算を標準とする。</u>		摘 要	片道 100km以上	特 急 料	片道50～100km未満	急 行 料			
	摘 要									
片道 100km以上	特 急 料									
片道50～100km未満	急 行 料									
<u>（b）宿泊費</u> <u>宿泊費は旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は地域の実情を勘案して国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年5月1日大蔵省令第45号）（以下、旅費支給規定とする）で定める額（宿泊費基準額）と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。</u> <u>なお、宿泊費基準額は旅費支給規程別表第二の職務の級が十級以下の者に記載の一夜当たりの金額とする。（旅費支給規程別表第二の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。）</u>	<u>（b）滞在費</u> <u>滞在費は業務のため現地に滞在する費用とし、その基準は農林水産省職員日額旅費支給規則の「下宿その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場合」（下表）を適用する。</u>									
<u>（c）宿泊手当</u> <u>宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して旅費支給規程第十四条（宿泊手当の定額等）で定める一夜当たりの定額とする。（旅費支給規程別表第三の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。）</u> （<u>d</u>）滞在地から現地までの業務用自動車経費は現場経費に計上する。 [削る]	[新設]									
<u>（e）宿泊手当及び宿泊費の対象日数は業務期間とする。業務期間とは、履行期間から準備期間（5日間）を除いた期間である。</u>	（<u>c</u>）滞在地から現地までの業務用自動車経費は現場経費に計上する。 （<u>d</u>）滞在費の対象日数は、30日/月とする。 <u>ただし、履行開始後5日間は準備期間であり、滞在費の対象外とする。</u> <table><tr><th>職 種</th><th>滞在日額旅費</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>技師A、技師B、技師C</td><td>4,400円</td><td>国家公務員行（一）職3級相当以上</td></tr><tr><td>技 術 員</td><td>4,070円</td><td>国家公務員行（一）職2級相当以下</td></tr></table> <u>（注）上表の金額は、消費税込みの金額である。</u>	職 種	滞在日額旅費	摘 要	技師A、技師B、技師C	4,400円	国家公務員行（一）職3級相当以上	技 術 員	4,070円	国家公務員行（一）職2級相当以下
職 種	滞在日額旅費	摘 要								
技師A、技師B、技師C	4,400円	国家公務員行（一）職3級相当以上								
技 術 員	4,070円	国家公務員行（一）職2級相当以下								
イ 現場経費 （ア）業務に自動車が必要な場合は、業務用自動車経費を次により算定する。	[新設]									
	イ 現場経費 （ア）業務に自動車が必要な場合は、業務用自動車経費を次により算定する。									

改 正 後	現 行
a [略] b 1日の運転時間は最高3時間とし、現地の状況により必要時間（勤務場所（勤務場所を国営事業所に指定しない場合は積算基地）から最遠現場までの距離を30km/hrで除した時間（小数点以下第1位止め、第2位四捨五入））を計上する。燃料及び運転時間当たり損料は当該時間、供用日当たり損料は1日分を計上する。<u>なお、やむを得ない事情により1日の運転時間が3時間を超える場合は、現地実情を勘案のうえ直接経費を算定するものとする。</u> c ～ e [略] （イ）・（ウ） [略] 4－2～4－4 [略]	a [略] b 1日の運転時間は最高3時間とし、現地の状況により必要時間（勤務場所（勤務場所を国営事業所に指定しない場合は積算基地）から最遠現場までの距離を30km/hrで除した時間（小数点以下第1位止め、第2位四捨五入））を計上する。燃料及び運転時間当たり損料は当該時間、供用日当たり損料は1日分を計上する。 c ～ e [略] （イ）・（ウ） [略] 4－2～4－4 [略]

改正後	現行
別添－2 現場技術業務契約書例 1～4　　[略] 第1条　～　第34条　[略] （国庫債務負担行為に係る契約の特則） 第35条 1～3　　[略] [注]単年度業務の場合は、削除する。 （国債に係る契約の部分払の特則） 第36条 1・2　　[略] [注]単年度業務の場合は、削除する。 第37条　～　第40条　[略] 第41条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。 一　～　八　[略] 九　第43条又は第44条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。 十　～　十一　[略] 第42条　～　第55条　[略] （現場技術業務契約書例第15条「貸与品等」様式例）　　[略]	別添－2 現場技術業務契約書例 1～4　　[略] 第1条　～　第34条　[略] （国庫債務負担行為に係る契約の特則） 第35条 1～3　　[略] [新設] （国債に係る契約の部分払の特則） 第36条 1・2　　[略] [新設] 第37条　～　第40条　[略] 第41条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。 一　～　八　[略] 九　第21条又は第22条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。 十　～　十一　[略] 第42条　～　第55条　[略] （現場技術業務契約書例第15条「貸与品等」様式例）　　[略]

改正後	現 行
別添－ 3	別添－ 3
現場技術業務共通仕様書例	現場技術業務共通仕様書例
第 1 編 共通編	第 1 編 共通編
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1－1 条 ～ 第 1－3 条 〔略〕	第 1－1 条 ～ 第 1－3 条 〔略〕
第 1－4 条	第 1－4 条
1・2 〔略〕	1・2 〔略〕
3 受注者は、監督職員と受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。また、情報を交換・共有するにあたっては、業務情報共有システムを活用することとし、工事及び業務における発受注者間の情報共有システムの活用について（令和 3 年 9 月 7 日 付け 3 農振第 1453 号）の別紙（ URL 「https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index- <u>7</u> .pdf」）に基づくこととする。	3 受注者は、監督職員と受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。また、情報を交換・共有するにあたっては、業務情報共有システムを活用することとし、工事及び業務における発受注者間の情報共有システムの活用について（令和 3 年 9 月 7 日 付け 3 農振第 1453 号）の別紙（ URL 「https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index- <u>3</u> .pdf」）に基づくこととする。
第 1－5 条 打合せ等	第 1－5 条 打合せ等
1～3 〔略〕	1～3 〔略〕
<u>4 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」[※]に努める。</u> <u>※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1 日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1 日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることを行う。</u>	[新設]
第 1－6 条 ～ 第 1－10 条 〔略〕	第 1－6 条 ～ 第 1－10 条 〔略〕
第 1－11 条 検査	第 1－11 条 検査
1・2 〔略〕	1・2 〔略〕
3 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 （１）成果物の検査 （２）管理状況の検査	3 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 （１） <u>促進業務</u> の成果物の検査 （２） <u>促進業務</u> 管理状況の検査
第 1－12 条 ～ 第 1－16 条 〔略〕	第 1－12 条 ～ 第 1－16 条 〔略〕
第 1－17 条 一時中止	第 1－17 条 一時中止
1 発注者は、契約書第 19 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合には、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による業務の中断については、第 1－ <u>24</u> 条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	1 発注者は、契約書第 19 条第 1 項の規定により、次の各号に該当する場合には、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等という。」）による業務の中断については、第 1－ <u>23</u> 条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

改正後	現行
(1) ～ (6) [略]	(1) ～ (6) [略]
2 ・ 3 [略]	2 ・ 3 [略]
第 1 － 18 条 ～ 第 1 － 24 条 [略]	第 1 － 18 条 ～ 第 1 － 24 条 [略]
第 1 － 25 条 履行報告 受注者は、<u>履行状況の点検、報告等のため、別に定める様式により現場技術業務実施報告書等を作成し、</u> 監督職員に提出しなければならない。	第 1 － 25 条 履行報告 受注者は、<u>契約書第 13 条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、</u> 監督職員に提出しなければならない。
第 1 － 26 条 個人情報の取扱い 1 基本的事項 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに 当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）等関 係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適 切な管理のために必要な措置を講じなければならない。	第 1 － 26 条 個人情報の取扱い 1 基本的事項 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに 当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）</u>、行政手続における特 定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）等関係法令に基づき、次に示す事 項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置 を講じなければならない。
2 ～ 11 [略]	2 ～ 11 [略]
第 1 － 27 条 ～ 第 1 － 29 条 [略]	第 1 － 27 条 ～ 第 1 － 29 条 [略]
第 2 編 監督支援型編 [略]	第 2 編 監督支援型編 [略]
第 3 編 事業促進型編	第 3 編 事業促進型編
第 1 章 一般的事項	第 1 章 一般的事項
第 3 － 1 条 ～ 第 3 － 6 条 [略]	第 3 － 1 条 ～ 第 3 － 6 条 [略]
第 3 － 7 条 促進業務の成果 第 1 － 9 条でいう成果物とは、第 3 － 6 条で作成した以下に示す書類をいう。 (1) 業務実施報告書 (2) 引継事項記載書 [削る]	第 3 － 7 条 促進業務の成果 <u>1</u> 第 1 － 9 条でいう成果物とは、第 3 － 6 条で作成した以下に示す書類をいう。 (1) 業務実施報告書 (2) 引継事項記載書 <u>2</u> 受注者は、「設計業務等の電子納品要領（案）」、「電子納品運用ガイドライン（案）【業務編】」を参 考として、作成した電子データを、電子媒体で提出するものとする。また当該電子データの提出に当たって は、「電子納品チェックシステム（農林水産省農業農村整備事業版）」（http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/index.html）によるチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、ウイ ルス対策を実施するものとする。

改 正 後	現 行
第 2 章 ～ 第 4 章 [略]	第 2 章 ～ 第 4 章 [略]
(現場技術業務共通仕様書例第 1 － 5 条第 2 項 打合せ記録簿例) [略]	(現場技術業務共通仕様書例第 1 － 5 条第 2 項 打合せ記録簿例) [略]
(現場技術業務共通仕様書例第 2 － 3 条及び第 3 － 6 条第 1 項「業務実施報告書」様式例) [略]	(現場技術業務共通仕様書例第 2 － 3 条及び第 3 － 6 条第 1 項「業務実施報告書」様式例) [略]
(現場技術業務共通仕様書例第 3 － 5 条「事業促進実施計画書」様式例) [略]	(現場技術業務共通仕様書例第 3 － 5 条「事業促進実施計画書」様式例) [略]
(現場技術業務共通仕様書例第 3 － 6 条第 2 項「引継事項記載書」様式例) [略]	(現場技術業務共通仕様書例第 3 － 6 条第 2 項「引継事項記載書」様式例) [略]